

※ 今後は「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける（最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等エチケット順守、3密回避等）

参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

レベル	感染状況等			構内立入	授業対応			勤務体制		学内施設・活動						出張			健康観察等	その他	日程 (目安)		
	地域	県内	県外		遠隔 (在宅)	対面 (面接)	実技・演習 (学外実施含む)	教員	事務職員	図書館	学内食堂	売店	体育館・ グラウンド	地域交流 センター	クラブ・ サークル	学内会議	イベント	県内				県外	海外
0	感染者無	感染者無	感染者無	制限なし	—	○	○	通常	通常	制限なし	通常	通常	学外への 貸出可	通常	通常	通常	通常	○	○	○ ※事前に届出	義務付けしない	政府、WHO等公的機関からの終息宣言発出	
1-1	感染者無	新規感染者 無・入院者無	感染収束傾向	・来訪者受入可 (日時、所属・ 氏名等の記録) ・学生は授業終了 後、用件が無ければ直ちに帰宅 するよう促す。	—	○	○	通常	通常 (時差通勤等推奨)	・学外者の利用制限は 8月以降段階的解除 ※当面、学外者から 利用要望があった場合は 危機管理室に協議 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間 1時間以内	席数を制限、飛沫 感染防止対策を 取った上で営業 ※6/15～	通常 ※6/7～	学外への貸出は当面 見合わせ(段階的に 制限解除)	感染予防措置を講じた 上で屋内・屋外とも段階的に 活動再開 ※6/19～	感染防止対策を取った上で 屋内・屋外での活動可。 活動は2時間以内 /日。 合宿等学外活動は顧問等の 了解を得ること。	・感染防止及び3密 対策の徹底 ・連絡会議はメール ・時間短縮(原則1時間 以内)	当面 ・収容定員50%以内 ・ソーシャルディスタンス (1m以上) ・飲食(調理含む)不可 ・感染防止対策実施の 措置を取り、段階的に 制限解除 ※判断に迷う案件については 危機管理室に協議(協議様式 については別途)	○	○ 自粛解除 ※感染拡大急増に 転じた地域が生じた場合は、 同地域への移動自粛要請 を検討	○	学生・教職員ともに 「健康観察表」により	・各種制限等の解除は段階 的に実施(概ね3週間程度) ・感染拡大傾向が見られる 場合は制限等を強化 ・学内に感染者及び濃厚	7/10～ ※次回8/1に 段階的緩和
1-2	感染者無	感染発生 低位に推移	一部地域を除き感 染者発生者数・増 加率低位に推移					在宅勤務可		・学外者の利用制限 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間 1時間以内											1日2回体温をチェックし 記入。併せて咳等体調の 状況を記入し、疑わしい 症状がある場合は通勤・ 通学しないよう徹底。 健康観察表は定期的に 保健室に提出。	接触者が発生した場合は 保健所等行政機関との 連携のもと、校内消毒 や臨時休校(一部又は全 部)措置を講ずる。感染 者は治療まで、濃厚接 触者は原則2週間の登校 (出勤)禁止	6/19～
2	感染者発生 無か低位	感染発生 低位に推移	感染者増加率の 鈍化	学外者制限・学生 は許可者のみ	○ (許可を受けた学生 は学内で受講)	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/2体制)				学外活動自粛		・感染防止及び3密 対策の徹底 ・少人数の会議のみ可 (概ね10人以内) ・対面は避ける ・情報共有・伝達は メール活用 ・遠隔会議を推奨		○ 感染拡大地域は 自粛	渡航制限対象国以外 ※事前に届出	※当面8/7まで記録(夏 季休暇中に実習を行う 学生・教職員は継続)		5/25～		
3	感染者発生 無か低位	感染者急増	緊急事態宣言発令 地域(個別)	学外者制限・学生 は許可者のみ	○ (許可を受けた学生 は学内で受講)	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/2～1/3体制)				学外への貸出禁止		自粛			不要不急な出張は 控える	不要不急な出張は 控える				
4	—	緊急事態宣言 (全国一律)	緊急事態宣言 (全国一律)	学外者制限・学生 は許可者のみ	○ (許可を受けた学生 は学内で受講)	—	—	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/3体制)	学外及び学生の 利用禁止	休業	休業											
5	—	本県に対し 緊急事態宣言発令	—	教職員及び校舎管 理業者以外は入構 不可	○	—	—	在宅勤務 ※原則、全員在宅	在宅勤務 ※原則、全員在宅				学外・学内 活動自粛									新型コロナウイルス特措法 に基づき、県知事からの指 示、要請に基づき行動す る。	—
6	—	緊急事態宣言 (特定警戒県指定)	—	原則、入構不可 (学長の許可を受け た者は除く)	○	—	—	在宅勤務 ※原則、全員在宅	在宅勤務 ※原則、全員在宅						・学内会議不可 ・遠隔会議を推奨			不要不急な移動は 控える。出張不可	不要不急な移動は 控える。出張不可				

(注) 「レベル」欄については、静岡県が策定した「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」に準拠

「濃厚接触者」となった学生・教職員については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席(出勤)停止

2020/7/10 レベル1-2からレベル1-1へ引き下げ

2020/7/29 レベル1-1からレベル1-2へ引き上げ